

休業日と臨時休業

和洋女子大学特任教授 しばない やすし
柴内 靖



【Case】

10月中旬、県内のある小学校では、深夜未明に上陸するとみられる台風対策のために、朝から会議を開き対応を協議していた。

天気予報では、夜20時頃から風雨が強まり、深夜に台風が通過し、翌朝7時には台風が過ぎ去り、天気が回復するとの予想が出されていた。そのため、本日の日課は通常日課の5時間授業とし、放課後の活動は中止し、午後3時に集団下校する方向で検討していた。

ところが午前10時過ぎ頃から、風は強くないものの1時間の雨量が80ミリを超える大雨となり、校長は昼に分担して通学路等を確認したところ、既に近隣交差点の横断歩道は冠水したところが多く、用水路が溢れているとの報告があった。更に市役所から近くの河川が氾濫危険水位に達しているとの報告を受けた。

そこで臨時の会議を開き、午後の日課を止め至急下校させるか、それとも児童を待機させ、保護者の迎えをお願いすべきかなど対応を再度協議することとなった。

【関係法令】

学校教育法施行規則第61条

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

学校教育法施行規則第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

【ワンポイントレッスン】

令和元年度の秋は、関東地方をはじめ東日本では、度重なる台風や大雨で甚大な被害が発生した。大切な子供たちを預かる学校でも校舎・施設の破損や急な日課変更等を余儀なくされ、子供たちの安全確保に神経をとがらせる状況であった。

そこで、ここでは休業日と臨時休業についての基本的なことを押さえておきたい。

1 休業日について

公立学校の休業日は、前述したように学校教育法施行規則第61条において、原則①国民の祝日に関する法律に規定する日②日曜日及び土曜日③学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日となっている。

③については、各教育委員会で多少の違いはあるが、(ア)夏季休業日、(イ)冬季休業日、(ウ)春季休業日、(エ)その他（条例で定める日や開校記念日等）である。ただし、この休業日は授業を行わない日であり、教員の「勤務を要しない日」とは一致しないことを踏まえておく必要がある。

例えば、冬季休業日は、週休日と年末年始を除き原則勤務を要する日である。（12/29～1/3は休日であり、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、勤務を要しない。）

2 臨時休業について

臨時休業とは、学校の一部又は全部をある一定期間にわたり臨時的に休業することである。臨時休業は、大きく二つの内容があり、(1)学校教育法施行規則の第63条に示す「非常変災その他急迫の事情があるときの臨時休業」、(2)学校保健安全法の第20条で示す「感染症予防のための臨時休業」がある。

- (1)については、地震発生や台風など気象条件等の悪化や、凶悪犯罪の発生による防犯上からの安全確保などの観点からの休業（決定の権限は校長）
- (2)については、学校保健安全法施行規則18条に示す第一種から第三種の感染症で、当該児童生徒に対する個人への出席停止では予防効果が期待できない場合の集団的措置としての休業（決定の権限は学校設置者）

昨今、自然災害からの臨時休業のみならず、防犯上からの臨時休業や、O-157やインフルエンザ、そして今回の新型コロナウイルスの流行からの臨時休業など、安全確保や学校感染症対策の重要性が叫ばれている状況がある。

3 本ケースから学ぶべきこと

本ケースでは、協議の上、当該学校の校長は、午後からの児童のみによる下校は無理と判断した。午後の日課はあえて休業せず児童は学校に留め置き、緊急連絡網を活用し、保護者の迎えによる下校とした。さらに、翌日は、台風通過後も通学路が冠水している恐れがあるため、2時間の日課を臨時休業し、11時登校とした。なお、10時までは自宅待機として、変更がある場合は10時までに再度連絡することとした。

この学校の判断で学ぶべきことは、①天気の状態を常に把握しようと努めたこと②職員のみで直接道路状況等を確認したこと③学校が高台にあり、安易に臨時休業して下校させ

るよりも通常日課として学校に留め置く方が望ましいと、児童の安全を最大限考慮し決断したこと④翌日も通学路の冠水や河川の状況等を考慮して一部の日課を臨時休業としたことなどが挙げられる。

4 臨時休業の判断について

学校が臨時休業を判断することは、様々な観点から考えなければならない。そこで、どのような観点で考えるべきか挙げてみたい。

- (1)災害による被害の恐れを最大値で捉えること。必要な場合、臨時休業を全日とすることや前日等の早めの判断が求められる。
- (2)台風・豪雨などの災害は、刻々と状況が変化するものであり、特に近年集中豪雨が多々報告されていることから、学校はその状況を常に見極めるとともに、下校方法も考えること。（交通機関等を利用している場合、関係機関との連絡・調整も必要。）
- (3)自校の校舎や施設が置かれている地形や考慮すべきことを災害の種別ごとに整理し、事前に避難方法等を十分検討すること。
- (4)自校の保護者や地域の状況を踏まえ、児童生徒の保護者への引き渡しについて事前に協議し、速やかな対応ができる体制を整えておくこと。
- (5)小・中学校に兄弟姉妹が在籍していることが多いので、近隣の小・中学校と連携して判断すること。（発達段階も考慮する）
- (6)その他、当然児童生徒の安全が第一となるが、併せて教職員についても、通勤をはじめ安全な対応を考える必要がある。

5 その他

臨時休業を行った場合、その間の児童生徒の学習に関する措置を講じる必要がある。授業時数の確保を図るとともに、課題等の提出など、各学校での適切かつ弾力的な対応が求められる。